資料２

農地現状変更届出のフロー図

農地現状変更等に関する調査特別委員会
令和６年５月13日（月）提出
農業委員会事務局　作成資料

：届出人　：農業委員会

届　出　人

①「農地現状変更届出書」の提出（要綱第３）

（添付書類）
- 公図及び位置図
- 誓約書
- 農業用施設を設置の場合は、計画図（平面図、配置図）
- 工事着手前の現況写真
- その他、会長が必要と認める書類

② 届出内容の審査（要綱第４、要綱第５第２項）

以下に該当する場合は受理しない
- 現状変更後、農地として利用される見込みがないと認めたとき
- 〃　農業用施設外の目的に利用されると認めたとき
- 近隣農地の所有者、耕作者等の耕地に被害を与えるおそれがあると認めたときにおいて、届出者が会長の指導に適切に対処しないとき
- 工事期間が必要以上に長いとき
- 埋立が完了するのに必要な土砂が確保されていないとき

③ 届出書受理（要綱第４）

④「農地現状変更届出済標」の交付（要綱第４）

④ 報告（要綱第４）

総　会

農業委員・農地利用最適化推進委員（要綱第５第１項）
- 現状変更により近隣農地、水路等に被害を与えるおそれがあると認めたとき　⇒ 防止のための指導
- 必要に応じて現地調査などにより、施工状況の監視指導に努める

⑥ 監視指導

⑤ 工 事 着 工

⑦ 工 事 完 了

⑧「農地現状変更完了報告書」の提出（要綱第７）

（添付書類）
- 工事の完了写真

⑩ 指導

農業委員・農地利用最適化推進委員（要綱第８第２項）
- 利用目的に照らし適当でないと判断したときは、目的に沿った利用がなされるよう指導

⑨ 報告（要綱第８第１項）

農　業　委　員　会

※「要綱」：一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱